

2018年4月1日

監査役会通信(No.24)

社外監査役 堀口基次

社外取締役、社外監査役 どうやって社内情報を得る？

最近の新聞記事のなかで、望ましい企業統治のあり方を示すコーポレートガバナンス・コード(企業統治指針)に関する報道が多くだされているのを目にします。

ご承知のようにコーポレートガバナンス・コードは全5章(基本原則)からとなっており、次のとおりです。

- ① 株主の権利・平等性の確保
- ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ③ 適切な情報開示と透明性の確保
- ④ 取締役会等の責務
- ⑤ 株主との対話

全体の構成としては3層構造になっており、基本原則が5原則、原則が30原則、補充原則が38原則の計73原則となっています。

いま、このコーポレートガバナンス・コード(企業統治指針)の改訂に向けた議論が進んでいます。改訂の狙いは投資家など外部の声を経営に反映させ、企業の競争力を中期的に高めていくことを目的としているようです。その最重点のひとつが社外取締役の選任をさらに促すことであり、現在の指針が定める「2人以上」の目標を「3分の1以上」に改める見通しとのこと。

当社においてはこの目標はすでにクリアしており問題ないものの、さらに取締役会を活性化させ、企業価値の向上につなげるためには、数合わせではなく、社外取締役を「外の目」としてどう役立てるのか、形式だけではなく質も問われます。その為には皆さんから**正確な情報提供**をしていただかないと判断できず、意見を述べることもできません。

その情報提供に関してある記事の中で

「そもそも社員に、自分たちの仕事を外部の目で見てもらおうという役割がしっかり認識されていない。社外取締役に資料を送付するよう部下に指示したら“どうせ読まないので意味がない、最終決定まで教える必要がない”とあって嫌がることもある」と記されていました。

この記事を見て愕然としました。情報が伝わりにくい状況では、その役割も十分に果たせなくなります。当社ではありえないことだと。

昨年7月に実施した「取締役会の実効性に関する自己評価結果」においてさらなる改善の余地があると指摘があった事項は

1. 取締役会資料及び取締役会における説明は、分かりやすく整理された内容ポイントを絞った説明の徹底。
2. 取締役会案件に関する事前説明の充実。情報共有につき、常に留意すること。
3. 社外取締役と業務執行役員との意見交換、独立役員間のコミュニケーション機会等の充実。
4. 多様な価値観やアイデアを活用するため、女性の取締役を入れてはどうか。

の4点です。

この点について皆さんそれぞれの立場でできることはぜひ実行していただき、その結果、取締役会運営の実効

性や客観性を更に向上させ、取締役会が監督機能を最大限発揮できるよう願っています。